

# BSE根絶のための 飼料規制について

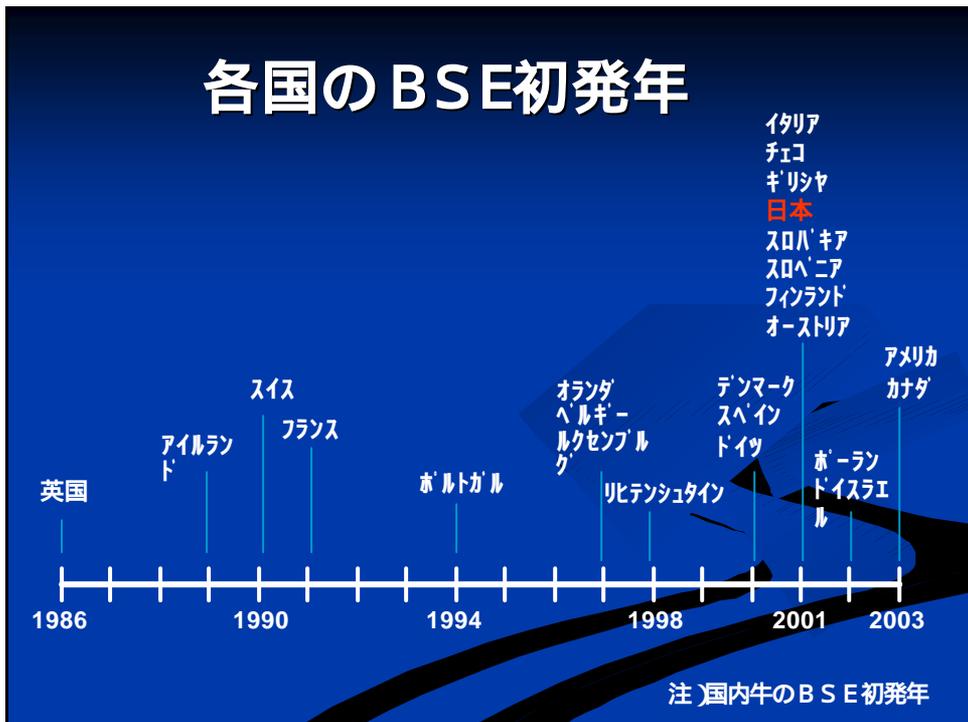
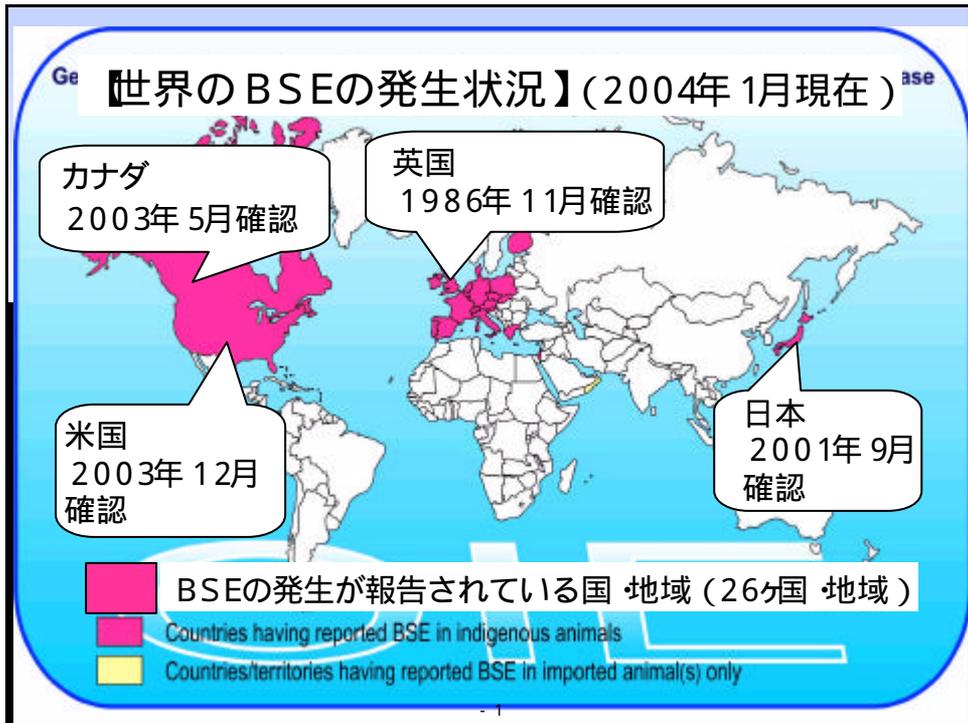
「食品安全委員会への諮問の考え方について」

平成16年11月

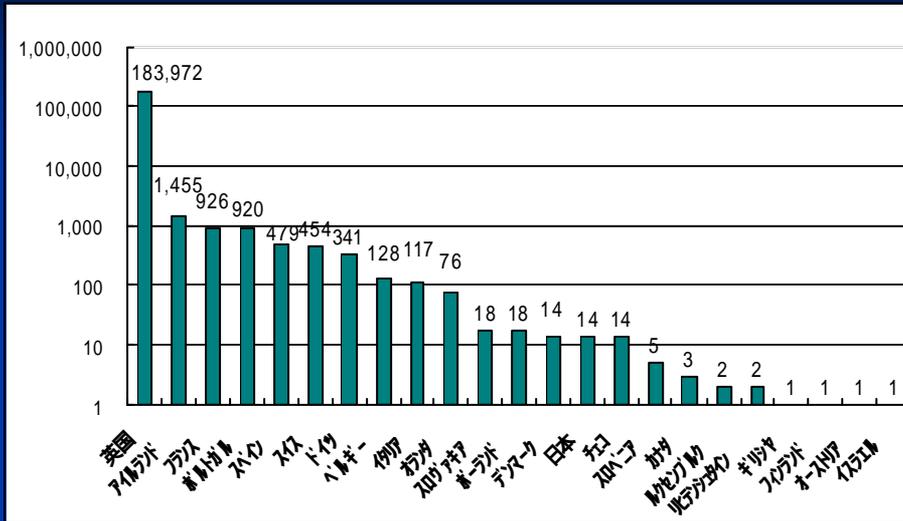
農林水産省 消費・安全局

## BSEの発生

- 英国におけるBSEの発生
  - 異常プリオンタンパク質を含む肉骨粉の牛への給与が原因
  - 1986年以降18万頭以上に発生
- 日本におけるBSEの発生
  - 1～7、10、11、13頭目  
平成7年12月～平成8年4月生まれ
  - 12頭目 平成11年7月生まれ
  - 14頭目 平成12年10月生まれ
  - 8、9頭目  
平成13年10月、平成14年1月生まれ



# 各国のBSE発生頭数



資料：国際獣疫事務局(OIE)2004年10月18日現在

## BSEの原因究明 (その1)

- **原因究明** (BSE疫学検討チーム報告書 (平成 15年 9月))

**肉骨粉の牛用飼料への製造・輸送段階の  
意図しない混入による感染の可能性**



**具体的にはどのような感染源・感染経路か**

## BSEの原因究明 (その2)

### ■ 感染源

・英国から輸入された牛の中にBSE感染牛がいて、これが肉骨粉となり、国内牛が曝露され、この牛が再度肉骨粉となり、感染源となった可能性

・1990年以前に輸入されたイタリア産肉骨粉に含まれていたBSE病原体により国内牛が曝露され、その牛の肉骨粉が感染源となった可能性

オランダ産動物性油脂については、使用された油脂は精製度も高く、特定部位由来の動物性たん白質が混入していた可能性は低いなどから、汚染していた可能性は低い

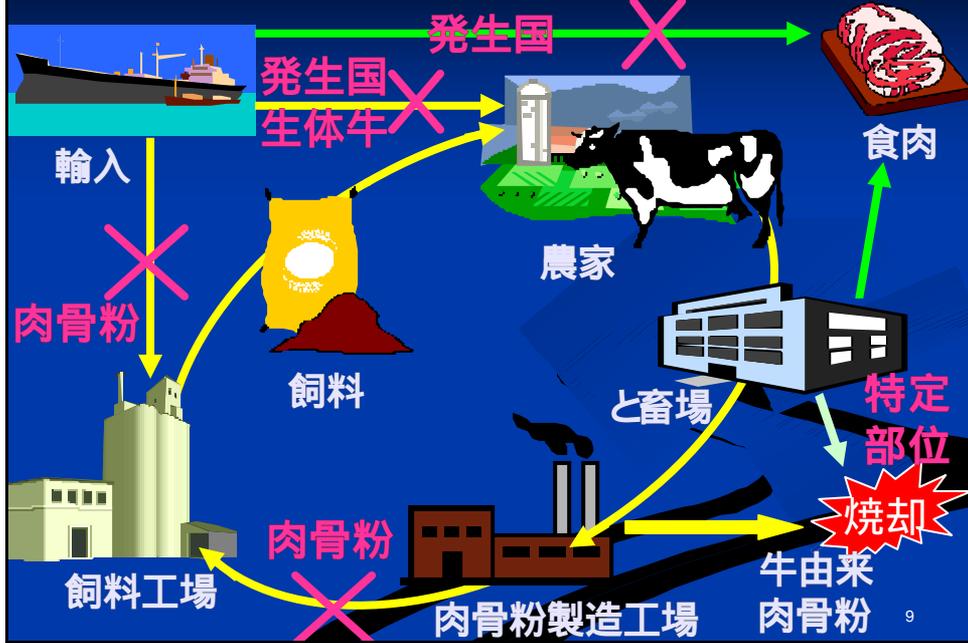
## BSEの原因究明 (その3)

### ■ 感染経路

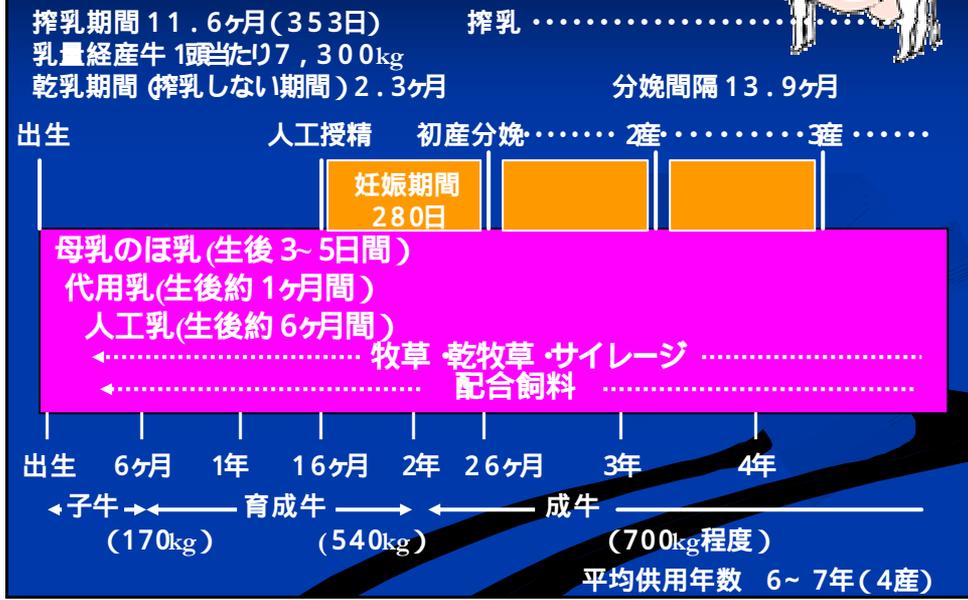
・肉骨粉を介した感染経路としては、配合飼料工場における配合飼料の製造・配送段階において牛用飼料に交差汚染した可能性

・動物性油脂については、代用乳の原料として添加されているが、これを直接感染経路として結びつけるには難しい面がある

# BSEの発生サイクルとその遮断

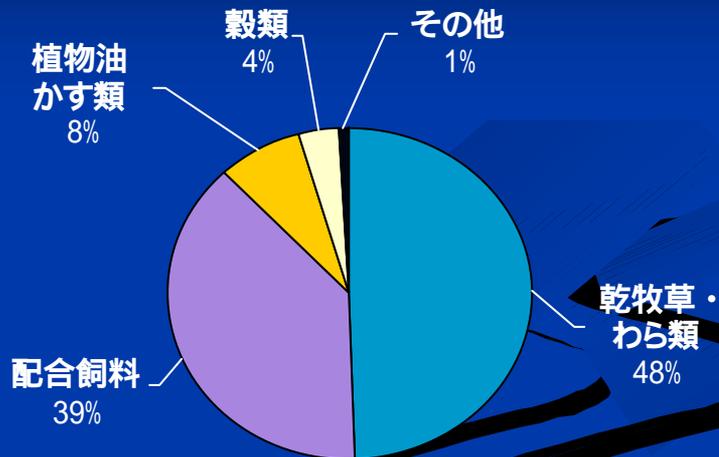


# 乳用牛のライフサイクル



# 乳用牛における飼料の給与構成

(栄養価換算)

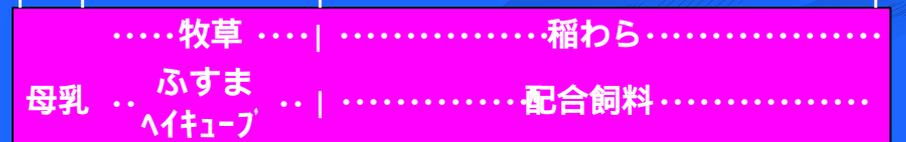


## 肉用牛 (黒毛和種) のライフサイクル

出生 (約 30kgで出生)

離乳 (3~ 4ヶ月) ..... 肥育期間約 20ヶ月 .....

去勢



出生 2ヶ月 4ヶ月  
子牛

肥育牛

30ヶ月

(290kg)

(690kg程度)

## 飼料規制の基本的考え方

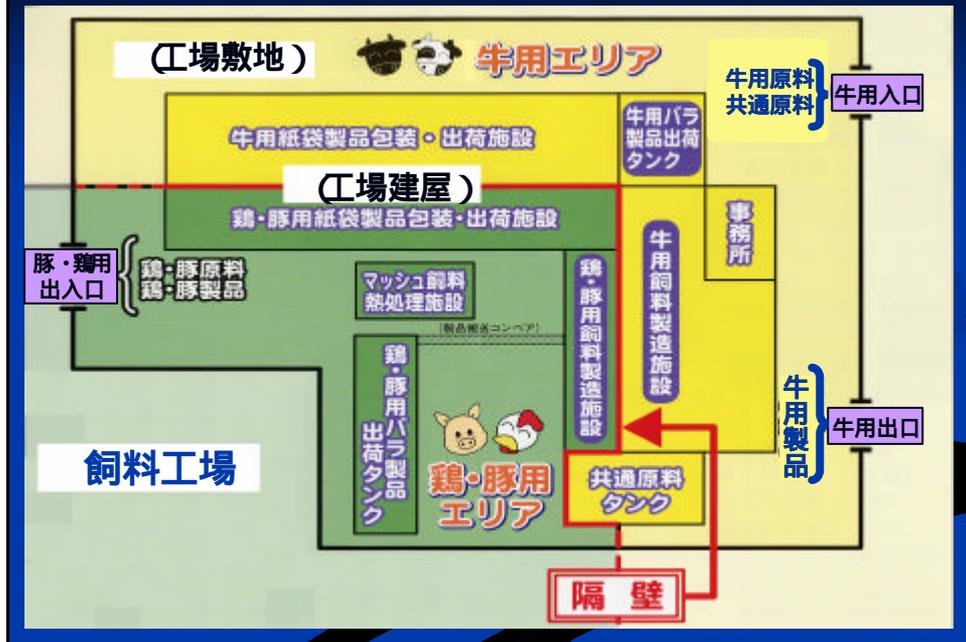
- BSEの**感染源となりうるもの**の飼料への利用の規制
  - 肉骨粉、魚粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止
- 牛用飼料とその他の飼料の**分離**
  - 牛用飼料とその他の飼料の交差汚染防止のために、飼料の製造、保管、輸送等を分離

## 飼料原料の規制状況

飼料原料	由来	飼料			
		牛	豚	鶏	魚
肉骨粉、獣脂かす	牛	×	×	×	×
	豚、馬	×	×	×	×
チキンミール (鶏由来肉骨粉)	鶏	×			
フェザーミール (羽毛加工物)					
動物性油脂 (肉骨粉製造時に発生する油脂)	牛	×			

× : 飼料利用不可、 : 飼料利用可<sup>14</sup>

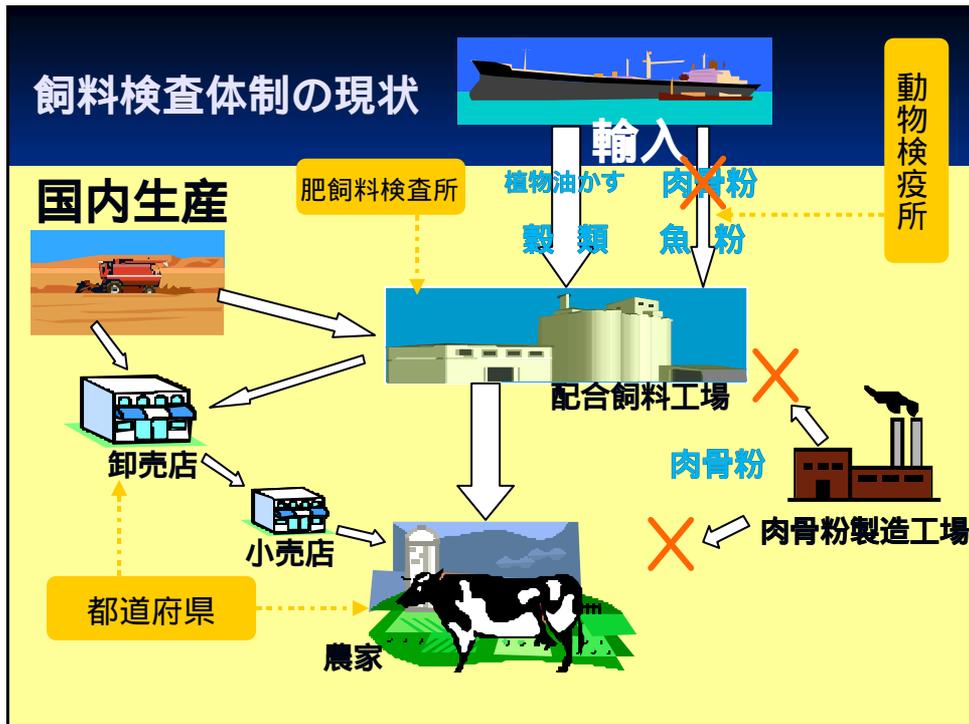
## 牛用飼料と豚・鶏用飼料のライン分離 (飼料工場)



### ■ 日本における牛海綿状脳症対策について

(食品安全委員会プリオン専門調査会 中間とりまとめ)

- BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のBSE牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。



## 飼料規制強化の諮問内容 (輸入段階)

### ■ 現状

- 飼料輸入業者の届出に際して、輸入しようとする飼料の種類を届け出ることとされているが、混合飼料等の原材料の種類までの届出を義務付けていない。



### ■ 強化の内容

- 輸入飼料(混合飼料等)の原材料の種類について把握し、輸入業者に対して禁止原料の有無について検査できる仕組みをつくる。

## 飼料規制強化の諮問内容 (販売段階)

### ■ 現状

- 飼料販売業者は、事業の開始前に届け出ることとされているが、小売業者については届出の対象から除外されている。



### ■ 強化の内容

- 小売業者について、現状を把握し、飼料混入防止のための監視 指導ができる仕組みをつくる。

19

## 飼料規制強化の諮問内容 (農家段階)

### ■ 現状

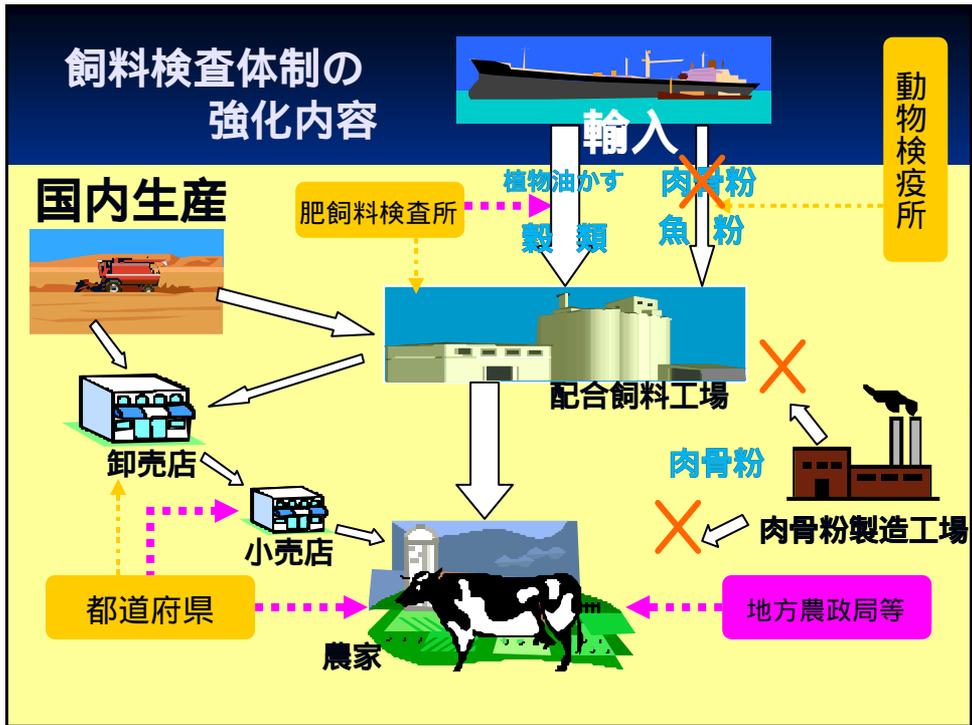
- 牛飼養農家に対する給与禁止飼料の誤用・流用を防止するための監視 指導が必ずしも十分ではない。



### ■ 強化の内容

- 地方農政局等の農家に対する巡回指導の機会を活用した周知徹底の強化
- 都道府県による指導・監視項目の明確化

20



## 農場段階におけるリスク牛のサーベイランス

	検査された牛の数			
	13年度	14年度	15年度	16年度
中枢神経症状等が疑われる牛	132 (1)	420	3,248	—
BSE感染牛の同居牛	236	139	266	0
死亡牛 (24ヶ月齢以上)	801	3,755	44,897 (1)	54,324

( )内は陽性頭数、16年度は9月末までの頭数  
16年10月14日死亡牛の陽性1頭を確認